

信用状の法的ソースとしての UCP と UCC 第 5 編に基づいての銀行の書類点検における厳・緩二つの見解の根拠について —判例を中心に—

発表者：金貞順

2007年7月から実施される UCP 600 (2007年版信用状統一規則) は、1993年改定版 UCP500 が実施されてから14年ぶりの改訂となり、条文総数が UCP500 の49カ条から39カ条と削減となり、「定義」や「解釈」の規定を新しく導入している。このような特色は、今までの分かりにくい条文、古びた条文を現代スタイルの条文表現に書き改めたこと、適用及び解釈において混乱を起こしうる言い回しを取り除いたこととなり、これらは、銀行の書類点検においてもよりよい影響を与えるに違いない合理的な改訂であると思う。

UCP600 は、特に、私に関心を持っている銀行の書類点検に関わる条文は、UCP600 とアメリカの UCC 第 5 編の信用状条文との整合性を図られたところである (UCP500,13 条(a)→UCP600,14 条(a),UCC5-108(a),(e),UCC5-109(a)) 。

しかしながら、銀行の書類点検における厳・緩二つの見解を解決する条文としては、UCP も、UCC も、ISBP もまだ多くの問題点と争いの可能性が潜在しているといえる。つまり、信用状は、独立抽象性という特性を持つ故に、信用状が貿易取引における最大の貢献できる特性でありながら、最大の弱点であり、信用状に関わる規則や法律の穴にもなっている。勿論、このような特性から起こっている詐欺取引もあるが本稿では議論しないことにする。

信用状の独立抽象性に起因する銀行の、判事の、及び陪審員の書類点検の厳・緩の対立的見解の根拠を探るため過去の判例を通して検討し、厳・緩見解の概念を Boris Kozolchy 教授の「STRICT COMPLIANCE AND THE REASONABLE DOCUMENT CHECKER」論文から見ることにする。

よって、過去の判例と取引環境及び今日の信用状取引の環境を踏まえ、今後の信用状取引における書類点検の厳・緩の対立的見解に関わる規定及び法律の方向性を考察するのが本稿の目的である。